

## 東日本大震災からの復旧・復興のための 財政支援の継続等を求める意見書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、「被災地の復興なくして北海道・東北全体の再生・発展はない」との熱い想いで、発生直後から北海道・東北が一丸となり、この3年半全力で取り組んできたところである。

被災地においては、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税などの国からの特例的な財政支援により、復興に向けた本格的なインフラ整備や新たなまちづくりが加速しているが、市街地再生や住宅再建、原発の汚染水対策など、今なお多くの課題が残されている。

本県においても、現在約5千人の方が避難生活を余儀なくされており、長期化する避難生活の中で避難者が抱える課題は、住宅や就労・就学、健康への不安など多岐にわたっていることから、避難者に寄り添ったきめ細かな支援策を今後も継続して講じていく必要がある。

被災地が真の復旧・復興を果たし、避難者の早期帰還を実現するためにも、引き続き国の財政支援が必要であるが、集中復興期間が平成27年度までとされており、それ以降、復旧・復興関連予算については見通しが立っていない状況である。

復旧・復興関連予算の特例的な財政支援が継続されない場合には、復旧・復興事業を含めた社会資本整備事業は通常予算で実施することになり、被災地のみならず北海道・東北全体の発展に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、平成27年度までとされている集中復興期間を延長し、復興が完了するまでの間、特例的な財政支援を継続するとともに、必要な復興財源を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月8日

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
復興大臣	竹	下		亘	殿

山形県議会議長 鈴木正法